

平成 15 年 11 月 27 日

環境省総合環境政策局
環境経済課 御中

**「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による
検討・議論のための提案～（報告）」に関する意見**

住 所 : 東京都港区虎ノ門 1-14-1
団体名 : 日本 L P ガス協会
代表者 : 会長 長尾 哲哉
電話番号 : 03-3503-5741
FAX 番号 : 03-3580-7776

項目（１）我が国としての温暖化防止のための取り組み方はどうあるべきかについて

[1] 要旨

我が国としての温暖化防止のための取り組み方としては、温暖化対策税ではなく、平成 15 年 10 月に閣議決定並びに国会に報告された「エネルギー基本計画」（資源エネルギー庁所管）の 7 ページに記述されている「他の化石燃料とのバランスにも配慮しつつ、二酸化炭素排出量のより少ないエネルギー、特にガス体エネルギーへの転換を進める」を基本として対応すべきと考えます。

[2] 意見及び理由

ガス体エネルギー（LP ガス、都市ガス、天然ガス等）は他の化石燃料に比べ相対的に環境負荷が少ないクリーンなエネルギーであり、転換を促進することによって二酸化炭素排出量を低減させることが出来ます。

具体的には、家庭業務用分野では高効率機器や自動車用分野ではガス自動車（LP ガス自動車、天然ガス自動車等）の普及が考えられます。また、発電所、工場、ビル商業用施設等もガス体エネルギーへの転換を促進することが温暖化対策上、有効だと思われれます。

更に、燃料電池の実用化に向けての研究開発を加速度的に進め、コージェネレーションシステムを含めた普及促進を図ることにより、家庭業務用分野はもとより自動車分野、産業用分野における二酸化炭素排出量を飛躍的に減少させることが出来ます。

項目（２）温暖化防止のための施策として、温暖化対策税を活用することについて

[1] 要旨

温暖化対策税（いわゆる環境税・炭素税）の導入には反対です。

[2] 意見及び理由

温暖化対策税については、一般にエネルギー需要の価格弾力性は低く、その二酸化炭素排出抑制効果は疑わしいと思われれます。

また、徴税のし易さから輸入元売など上流から徴税を行うことでは、需要家へのエネ

ルギー消費抑制効果は期待できないと思われま

我が国において導入した場合、エネルギーコストの増加による産業の国際競争力への影響等、数々の問題点が指摘されております。

温暖化対策財源については、既に平成15年度税制改正で導入された「石油石炭税」(資源エネルギー庁と環境省の共管)の三段階増税によって確保済みであります。

項目(6) 既存エネルギー関係諸税との関係はどうあるべきかについて

[1] 要旨

「巨額・高率」かつ「不合理・不公平」な現行石油諸税の抜本的見直しを具体的に検討しないまま、単純上乘せで、新たに温暖化対策税を導入することは反対です。

[2] 意見及び理由

今回の温暖化対策税は税収の具体的な使途・目的が定かではない上に、既存の省エネルギー・新エネルギー施策との整合性についても不明であります。

自動車用のLPガスには現行17,500円/トンの石油ガス税が課せられており、また消費税が単純併課となっているなど、不合理な税体系となっています。更に、自動車用の天然ガスや電気には課税されていない等、不公平な税体系となっています。

既に本年度税制改正で導入された「石油石炭税」によって二酸化炭素対策財源は確保済みであります。

項目(8) その他、自由意見

[1] 要旨

京都議定書は、2012年までの先進国の取り組みを規定するのみであります。

2013年以降の将来の枠組みを途上国も含めた実効性のあるものとするためには、柔軟で創造的・革新的な発想が必要であると考えます。

[2] 意見及び理由

技術を通じた解決の重視

長期的視点に立った科学的知見の蓄積や技術革新の進展を対応策の評価にすべきと考えます。

複層のアプローチ(多元的参加と多様なコミットメント)

各主体(国家、地域、セクター、産業、個人等)が各々の責任と能力に応じ、多様な国際的コミットメントの合意を模索すべきと考えます。

実効性、効率性、衡平性の同時達成

- ・ 世界の主要排出量の大部分をカバーすることが重要であります。
- ・ 費用対効果の良い、効率的な形での対策が重要であります。
- ・ 必要なコスト、削減余地等を踏まえたボトムアップ型の分析・議論を行い、合理的な根拠を国民に示すことが必要です。